

移動等円滑化取組計画書

2025年6月30日

住 所 茨城県土浦市卸町一丁目1番1号
事業者名 関東鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 登嶋 進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

【段差解消】

2024年度末時点において、1日のご利用者数3,000人以上の駅については、4駅中3駅でエレベーター等による段差解消と内方線の整備が完了しており、残る1駅については、今後、旅客動向を見据えた整備を計画する。なお、利用者3,000人未満の駅のうち、他社線との共同使用1駅において段差解消・点状ブロック整備が完了していないことから、乗り換え環境の改善に向けて関係各所との協議を進めるとともに、段差解消までの間は階段昇降機による対応を行う。また、これらの段差解消等整備のほか、多機能トイレ整備についても駅舎の改修等に併せて計画し、継続的に駅バリアフリー対応を進める。

【車両】

車いすやベビーカーをご利用いただく方のスペースを設けているが、一部未対応の車両が混在していることから、対応車両を主とした効率的な運用により、車内環境向上を図るべくバリアフリーガイドラインへの対応を推進する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

【旅客支援】

車いすをご利用のお客様が列車乗降する渡り板を主要駅に配備しており、小規模駅や無人駅においては、事前連絡又は駅インターホンからの乗降補助の依頼により、主要駅や乗務員が対応することとなっている。引き続き駅係員によるご案内を実施するほか、お客様へのお声かけを積極的に行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。

【情報提供】

Webサイトの路線図や駅情報において、バリアフリー設備を記載するとともに、駅係員の乗降補助を必要とされるお客様の事前連絡先を公表している。

【教育訓練】

お客様へより良いサービスを提供する事を目的にサービス介助士の資格取得を推進している。また、京成グループ会社で実施している「盲導犬ユーザー等対応講習」に積極的に参加し職員のスキル向上を図っている。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
列車接近警告案内設備（ホーム上）	・新守谷駅前の教育施設開校等により利用者が増加している中、1～2番線に設置されている列車接近警告案内設備が3番線で未設置のため、当該設備の新設によりホーム利用の安全を確保するもの。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの整備・更新・活用	・接遇に関するマニュアルを活用した教育訓練を行うとともに、適宜マニュアル見直しの検討を進める。
係員の教育（駅係員）	・盲導犬ユーザー等対応講習や車いすを使用した実践訓練を継続開催し、より多くの駅係員のスキル向上を図る。また、駅係員を対象にサービス介助士の資格取得を推進する。
設備等の点検	・移動等円滑化基準に適合した設備等において、定められた手順に則って定期的に点検を行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
S N S の活用	当社公式S N Sアカウントにより、掲載情報の拡充等を適宜実施し、分かりやすい情報提供を行うとともに、災害等異常時により多くの利用者がリアルタイムで運行情報を取得できる体制を構築する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・京成グループで開催の「盲導犬ユーザー等対応講習」に継続的に参加する。(2017 年度～)
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象にサービス介助士の資格取得を継続的に推進する。(2017 年度～)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスター掲出	駅や車内への啓発ポスターの掲出を継続する。
車両ステッカー	車両において、優先席や車いす使用者のスペースなどにステッカー等の貼り付けを継続して行い、旅客への周知を行う。
一般利用者への声掛け	係員からの声かけを積極的に実施し、一般利用者への理解・協力を求める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図る。

・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各署との協議を継続して行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
該当なし		

Ⅴ 計画書の公表方法

インターネット（当社にHP公開）

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。